

参加者の有無を確認する公募手続きに係る参加意思確認書の提出を求める公示

平成19年 6月18日

近畿地方整備局

姫路河川国道事務所長 宮武 晃司

次のとおり、参加意思確認書の提出を招請します。

1. 当該招請の主旨

本業務は、道路が常時良好に保たれるよう、橋梁、トンネル、法面、函渠等構造物の道路施設について現地調査を実施し、細部の状況を把握したうえで、道路管理上必要な情報及び資料を収集し、道路施設の安全の確保を図る業務である。

本業務を実施するにあたって、現地調査により発見した道路施設の異常に対して、道路管理者が行う行政判断の補助を行うものであり、構造物の現状及び経年的変化や現場の状況に精通し、適切に道路施設に関する健全度を評価できる技術力が必要であることから、(社)近畿建設協会(以下、「特定公益法人等」という)を契約の相手方とする契約手続きを行う予定としているが、当該特定公益法人等以外の者で、下記の応募要件を満たし、本業務の実施を希望する者の有無を確認する目的で、参加意思確認書の提出を招請する公募を実施するものである。

公募の結果、応募者がいない場合もしくは、4.の応募要件を満たすと認められる者がいない場合にあつては、特定公益法人等との契約手続きに移行する。

なお、4.の応募要件を満たすと認められる者がいる場合にあつては、特定公益法人等と当該応募者に対して、プロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する予定である。

2. 業務概要

- (1) 業務名 平成19年度姫路河川国道事務所管内道路施設定期巡回補助業務
- (2) 業務内容 道路施設について現地調査を実施し、細部の状況把握を行う補助業務
- (3) 履行期限 平成20年3月10日

3. 業務目的

本業務は、道路が常時良好に保たれるよう、橋梁、トンネル、法面、函渠等構造物の道路施設について現地調査を実施し、細部の状況を把握したうえで、道路管理上必要な情報及び資料を収集し、道路施設の安全確保を図るものである。

4. 応募要件

- (1)参加意思確認書の提出者に対する要件は、以下のとおりとする。

1) 基本的要件

予算決算及び会計令(昭和22年勅令第165号)第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

近畿地方整備局(港湾空港関係を除く)における平成19・20年度土木関係建

設コンサルタントと業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていること。

近畿地方整備局長から指名停止を受けている期間中でないこと。

2) 技術力に関する要件

現地調査により発見した道路施設の異常に対して、道路管理者が行う行政判断の補助を行うものであり、構造物の現状及び経年的変化や現場の状況に精通し、適切に道路施設に関する健全度を評価できる技術力を有していること。

3) 守秘性に関する要件

・守秘義務の遵守及び違反した場合の適切な罰則などについて社則などに明記していること。

4) 業務執行体制に関する要件

・兵庫県内に本社・本店等、又は支社・支店・営業所等があること。
・定期巡回補助業務を実施する担当技術者を十分に確保していること。
・道路構造物の定期巡回点検に関する講習会・研修等を定期的実施していること。

5) 業務実績に関する要件

元請けとして、平成14年度以降において完了し引き渡し済みの業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有していること。

同種業務：国が発注した近畿地方整備局管内における道路構造物の定期巡回補助業務。

類似業務：近畿地方整備局管内の府・県または政令市が発注した橋梁、トンネル、法面、函渠すべてが含まれた道路構造物点検業務。

(2) 配置予定技術者に対する資格要件及び業務実績等は以下のとおりとする。

1) 配置予定主任技術者

資格要件

配置予定主任技術者は、以下のア)イ)ウ)のいずれかの資格を有している者であること。

ア) 技術士（建設部門）の資格を有し、過去5年間に定期巡回補助業務の同種又は類似業務の実績を有するもの。

イ) 1級土木施工管理技士の資格を有し、過去5年間に定期巡回補助業務の同種又は類似業務の実績を有するもの。

ウ) 近畿地方整備局で道路関係の技術的な行政経験を15年以上経験しているもの。

同種業務の実績

平成14年度以降において完了し引き渡し済みの業務で1件以上の同種業務または類似業務の実績を有していること。

1) 同種業務：国が発注した近畿地方整備局管内における道路構造物の定期巡回補助業務。

2) 類似業務：近畿地方整備局管内における府・県又は政令市が発注した橋梁、トンネル、法面、函渠すべてが含まれた道路構造物点検業務。

手持ち業務量

全ての手持ち業務の契約金額が4億円未満かつ手持ち業務の件数が10件未満である者。

恒常的な雇用関係

配置予定主任技術者については、参加意思表示する法人と直接かつ恒常的な雇用関係にあること。

なお、「恒常的な雇用関係」とは、参加意思確認書の提出日において3ヶ月以上の雇用関係があることをいう。

5. 手続等

(1) 担当部局

〒670-0947 兵庫県姫路市北条1-250

国土交通省近畿地方整備局姫路河川国道事務所 経理課

電話：079-282-8211（代）（内線220） FAX：079-222-4659

(2) 説明書の交付期間、場所及び方法

交付期間

平成19年6月18日（月）から平成19年6月27日（水）までの土曜日、日曜日及び祝日を
除く毎日、9時00分から16時00分まで

交付場所

(1)に同じ。

交付方法

手渡しとする。

(3) 参加意思確認書の提出期限、場所及び方法

提出期限

平成19年6月28日（木）16時00分

提出場所

(1)に同じ。

提出方法

持参によるものとする。（郵送、電送及びその他の方法によるものは認められない。）

6. その他

(1) 手続きにおいて使用する言語及び通貨日本語及び日本国通貨に限る。

(2) 関連情報を入手するための照会窓口5(1)に同じ。

(3) 当該応募者に対してプロポーザル方式による技術提案書の提出を要請する際の提出予定期限は、平成19年7月19日（木）16時00分

(4) 技術提案書を提出するためには、技術提案書の提出の時に、近畿地方整備局（港湾空港関係を除く。）における平成19・20年度土木関係建設コンサルタント業務に係る一般競争（指名競争）参加資格の認定を受けていなければならない。

(5) 詳細は説明書による。

以上